

生駒市緑の基本計画改定及び緑のリビングラボ設立支援業務に係る  
公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 目的

生駒市では、「生駒市緑の基本計画（以下「計画」）」を平成 16 年度に策定し、“花と緑と自然の先端都市・まちづくり”の取組を進めているが、現在、計画期間が満了を迎えるとともに、都市や緑を取り巻く社会情勢も大きく変化し、都市緑地法や都市公園法をはじめとする法令も改正され、緑の基本計画に求められる役割は多様化している。

このような背景のもと、本業務では、本市が実施した基礎調査結果を踏まえ、専門的観点から時世に応じた政策立案を行うことで、計画改定を行う。併せて、計画の実現化のため、計画の進捗管理の体制整備に加え、市民・事業者・研究機関・行政による対等な共創を促進するためのリビングラボの設立を支援するものである。

(2) 業務名

生駒市緑の基本計画改定及び緑のリビングラボ設立支援業務

(3) 業務内容

仕様書(別紙 1)のとおり

(4) 業務期間

契約締結日から令和 8 年 2 月 28 日まで

2 業務に要する費用(予定価格)

10,494,000 円(税込)

なお、参考見積書の金額が、業務に関する費用(予定価格)を超過した場合は失格とする。

3 参加資格

プロポーザルに参加できる者(提案者となろうとする者)は、次に掲げる事項を満たす法人その他の団体でなければならない。(個人を除く)

- (1) 参加者が生駒市の登録業者である場合は、公告日から受託候補者特定の日まで、生駒市より入札参加停止措置を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないこと。
- (3) 平成 29 年度以降に国または地方公共団体等が発注した緑や公園に関する調査、方針または計画作成や改定などの実績があり、またその実績が本業務の予定価格の 3 分の 1 (3,498,000 円) 以上であること。
- (4) 破産法(平成 16 年法律第 75 号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。
- (5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと又は民

事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。ただし、会社更生法の規定による更生計画又は民事再生法の規定による再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。

(6) 次のアからオまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等(法人にあっては役員(非常勤の者を含む。)、支配人及び支店又は営業所(市との契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。))の代表者を、法人格を持たない団体において法人の役員と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。以下同じ。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が、その属する法人若しくは法人格を持たない団体、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用してしていると認められるとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

#### 4 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限：令和6年5月14日(火)16時00分まで(必着)
- (2) 提出方法：別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。  
※上記以外の方法で提出された質問に対しては回答しません。
- (3) 回答日：令和6年5月21日(火)15時00分
- (4) 回答方法：生駒市ホームページに掲載

#### 5 企画提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類・必要部数
  - ① 業務実施体制回答書及び企画提案書提出届(様式2) 原本1部
  - ② 実施体制各種調書及び企画提案書等 原本1部、副本7部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)

- ア 会社概要(様式 3)
- イ 技術者の概要(様式 4)
- ウ 業務実績調書(様式 5)(参加資格(3)に該当する業務の契約書、仕様書等業務内容がわかる資料の写しを添付すること。)
- エ 担当技術者調書(様式 6)
- オ 技術責任者の経歴及び実績等調書(様式 7)(参加資格(3)に該当する業務の担当であったことがわかる資料等の写しを添付すること。)
- カ 担当者の経歴及び実績等調書(様式 8)(参加資格(3)に該当する業務の担当であったことがわかる資料等の写しを添付すること。)
- キ 再委託調書(様式 9)  
※再委託する場合のみ
- ク 業務スケジュール(任意様式)
- ③ 企画提案書(任意様式) 原本 1 部、副本 7 部(副本については、提案者名が分からないようにマスキング処理等を実施すること。)  
※「企画提案書等作成要領(別紙 2)」参照
- ④ 参考見積書(任意様式) 原本 1 部、副本 2 部  
※参考見積書の金額が 2. 業務に要する費用(予定価格)を超過した場合は失格となるため、留意すること。
- (2) 作成要領  
「企画提案書等作成要領(別紙 2)」参照
- (3) 提出期限等
  - ① 提出期限：令和 6 年 6 月 11 日(火)17 時 00 分まで(必着)
  - ② 提出場所：生駒市役所 建設部 みどり公園課 みどり活用係(市役所 2 階)
  - ③ 提出方法：持参又は郵送によること。  
なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法としてください。

## 6 審査方法

プロポーザルの審査は以下のとおりとします。

### (1) 第 1 次審査(書類審査)

提出された業務実施体制回答書及び企画提案書を、下記 7 で示す評価基準に基づいて審査し、一定基準に達している提案者を選定します。ただし、プロポーザルの提案者が少数である場合は、第 1 次審査を省略し、第 2 次審査において提出書類審査及びヒアリング等による審査を実施できるものとします。

実施日：令和 6 年 6 月 18 日(火)予定

### (2) 第 2 次審査(ヒアリング等による最終審査)

第 1 次審査により選考された者に対し企画提案についてのヒアリング等を実施し、下記 7 で示す評価基準に基づいて再評価し、最も優れている提案を特定します。

ただし、総得点が上位であっても、個別の評価項目において著しく低い評価であると認める場

合は、特定者としないことができるものとします。また、審査委員会が一定の評価に達した者がないと判断する場合は、適格者なしとすることができるものとします。

実施日：令和6年6月26日(水)予定（第1次審査を省略する場合、令和6年6月18日(火)）

(3) 審査結果の通知

① 第1次審査

審査結果を書面により通知します。なお、選考された者のみ、審査結果及びヒアリング等を実施する旨を、審査実施翌日の17時までに電話及び電子メールで通知します。

② 第2次審査

審査結果を、審査実施翌日の17時までに電話及び電子メールにより通知します。

7 評価基準及び配点

プロポーザルは以下の評価基準に基づき審査します。

(1) 業務実績・実施体制 20/150点

評価項目	評価の着眼点	
	評価基準	
会社の業務実績	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務とは、国または地方公共団体等が発注した緑や公園に関する調査、方針または計画作成や改定などの実績とする。ただし、本業務の予定価格の3分の1(3,498,000円)以上であること。	平成29年度以降の実績(5件)を評価する。
技術責任者及び担当者	同種業務の実績(実績の件数) ※同種業務は同上とする。	平成29年度以降の実績(5件)を評価する。

(2) 参考見積書 20/150点

見積金額に関する評価

(3) 企画提案の内容 110/150点

評価項目		評価基準
1	計画素案作成(将来像・課題抽出)	本市の緑を取り巻く将来像および課題抽出の着眼点が優れており、時代の変化や本市の特性を踏まえたものとなっているか。
2	計画素案作成(評価方法・体制)	継続的な評価・施策見直しの仕組みについて具体的かつ優れた提案がされているか。
3	改定懇話会の運営支援	改定懇話会の運営方法について、本業務の目的が十分達成されるディスカッションプロセスが提案されているか。
4	リビングラボの設立支援	計画の実現化に向けたリビングラボについて、関係者間の対等な共創の取組が促進される場として優れた提案がされているか。
5	業務内容の理解度及び提案内容の着眼点	本業務の目的及び内容等の理解度が高く、提案内容の着眼点が優れているか。

6	追加提案等	検討するにあたり、特記仕様書に明記されている以外の優れた追加提案があるか。
---	-------	---------------------------------------

## 8 日程

公告	令和6年4月25日(木)
質問受付締切	令和6年5月14日(火)
質問回答	令和6年5月21日(火)
企画提案書等受付締切	令和6年6月11日(火)
第1次審査	令和6年6月18日(火)
第2次審査	令和6年6月26日(水)
結果通知	令和6年6月28日(金) (予定)
契約締結	令和6年7月上旬 (予定)
業務開始	令和6年7月上旬 (予定)

※第1次審査を省略する場合、第2次審査は、令和6年6月18日(火)に実施します。

## 9 失格事項

本プロポーザルの提出者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出場所、提出方法に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの
- (3) 提案書等提出期限後に参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) 第2次審査(ヒアリング等による最終審査)に出席しなかった場合
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの
- (6) 参考見積書のコストが、2業務に要する費用(予定価格)を超過したもの

## 10 契約

受託候補者特定後、随意契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに随意契約の手続きを行うものとします。

なお、その際には、特定された者はあらかじめ見積書を提出するものとします。

## 11 その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めません。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、生駒市の登録業者である場合は入札参加停止措置を行うことがあります。
- (3) 提出書類は返却しないとするとともに、提出者の特定以外には提出者に無断で使用しません。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提出者の負担とします。

- (5) 「業務実施体制回答書」に記載した配置予定の技術責任者及び担当者は、原則として変更できないものとします。なお、やむを得ない理由により変更する場合には、生駒市と協議のうえ決定するものとします。
- (6) 生駒市情報公開条例に基づく開示請求があった場合は、原則として開示の対象文書となります。ただし、提案者が事業を営む上で、正当な利益を害すると認められる情報は不開示となる場合がありますので、この情報に該当する部分がある場合には、あらかじめ文書により申し出てください。
- なお、本プロポーザルの受託候補者特定前において、決定に影響が出る恐れがある情報については決定後の開示とします。

## 1 2 担当部署(提出・問合せ先)

生駒市役所 建設部 みどり公園課 みどり活用係 担当：南、山口  
〒630-0288 生駒市東新町 8-38  
TEL:0743-74-1111  
E-mail: green-parks@city.ikoma.lg.jp